

1 人事委員会勧告について

- (1) 人事委員会勧告において、特別給については、月例給と違い、なぜ支給月数だけの比較を行うのか

特別給は、個々の従業員への配分割合が区々であることから、調査対象事業所において全体としての負担総額を把握し、それが月例給の総額に占める割合をもって比較することとしているものです。これは人事院が定めた方法であり、人事院及び全国の全ての人事委員会において行われているものでございます。

- (2) 特別給の調査結果の金額を前年と比較すると、平均給与月額は5万円、特別給は約25万円以上も高くなっているが、なぜこのような調査結果になるのか

この調査は、毎年、現に事業活動を行っている民間事業所を規模、産業等により分類し、無作為に抽出するものであることから、対象となる事業所は前年と異なりますが、その事業所の経営体質とともに、その年における経済動向等を反映した一定の傾向を把握するものになっています。そのため、特別給は、ラスパイレス比較による月例給と違いまして、その年の経済動向等をより敏感に投影するものであることから、調査年によっては差が大きくなることもございます。

- (3) 調査を実施した事業所のうち、企業規模3,000人以上の事業所の割合が多いが、本市の民間の実態をあらわしているのか

調査の対象とする事業所は全て人事院において統計的手法によって抽出されたものであり、その際に、事業所の規模の分布等も考慮されたものとなっています。また、調査が完了した事業所に占める企業規模3,000人以上の事業所の割合は、本市における事業所に占める同規模の事業所の割合とおおむね均衡しており、本市の民間事業所の実態を反映していると考えております。

2 職員互助会について

- (1) 20政令市中、職員互助会に対する公費助成について、1億円を超えて助成しているのは広島市と札幌市だけであり、横浜、大阪、名古屋など8市は公費助成をしていないが、この事実についてどのように思うか

職員の福利厚生の取り組みについては、地方公務員法第42条に規定されており、また、民

間企業においても同様の制度がございます。本市においては、職員の福利厚生を目的に、職員互助会をこの規定に基づき設置し、職員の掛金とともに、公費を一定程度助成することで組織を運営しているところです。この公費助成については、職員の給料総額の 1000 分の 1.5 に助成率をとどめていること、また、本市ホームページに助成額などとともに掲載しており、国からの通知の住民の理解が得られるものとなるようという趣旨を満たしているものと考えています。

なお、他の政令市で職員互助会への公費助成をしてないということについては、職員の福利厚生を職員互助会を通じて行うか、職員互助会以外の職員共済組合などで行うかという手段の相違によるものもあるのではないかと考えております。

本市の職員互助会に対する公費助成額が政令市の中で最も多くなっている要因は、本市職員互助会は、教員を含む職員のほか、嘱託職員等も正規職員と同様に加入しており、公費助成を行っている他の政令市に比べ、平成 30 年 4 月 1 日現在の会員数が 2 万 856 人で、最も多くなっていることによるものです。ちなみに、会員 1 人当たりの公費助成額は、助成を行っている 12 政令市中、高いほうから 7 番目で、5,320 円となっています。

(2) 祝い金に対する公費助成額は幾らか、広島市は見直しをすべきではないかと思うがどうか

結婚や入学などへの祝い金に対する助成金は、平成 29 年度実績では 2,921 件で 4896 万 9000 円となっています。

職員互助会が実施する福利厚生は、職員が主体となって行うものであり、そのうち市が助成すべき福利厚生制度に該当すると考えられるものについて、職員の費用負担を考慮した上で市民の理解が得られるようにするという考え方のもと、公費助成を行っているものです。その結果、平成 15 年度には 1000 分の 9 だった助成率が、現在では先ほども申しましたように 1000 分の 1.5 となっています。本市としては、職員互助会に対する公費助成について、引き続き市民の理解が得られるよう適正に運用していきたいと考えております。

3 サッカースタジアムの検討について

(1) 建設資金の確保や建設後の管理運営についてどのような検討体制を考えているのか、いつまでに建設するのか、検討を進める上で議会への報告、意見の反映はどう考えているの

まず、建設資金の確保については、先日の県、市、商工会議所の 3 者とサンフレッチェ広島の意見交換において、国の交付金を最大限に活用するほか、関係企業や個人からの寄附金、使用料収入などにより資金を確保しつつ、その他の資金の確保について、広島県、広島市及び広島商工会議所が協力して検討することで合意しました。その際、サンフレッチェ広島会長から 30 億円の寄附の意向も示されております。

今後、この合意に基づきまして、県民・市民の負担ができるだけ少なくなるよう、3 者で検討を進めてまいります。

また、建設後は、サンフレッヂ広島からの施設使用料や広告収入、ネーミングライツ収入など、安定的な収入を確保するとともに、スタンド下へのぎわい機能の導入やJリーグ以外のサッカー利用の促進などによりスタジアムの収益性を高めることで、持続可能な施設運営を行っていくことができるものと考えています。

今後、基本計画を策定する中で、県や商工会議所と連携しつつ、民間事業者やサッカー関係者のほか、広く県民・市民等の意見も聞きながら、その内容について具体的に検討を進めていきたいと考えております。

建設の工程につきましては、来年度の早い時期に基本方針を取りまとめ、その上で、来年度中に基本計画を策定することを考えております。その後、平成32年度から35年度にかけて設計、工事を行うことを想定しており、早ければ平成36年にオープンできるよう取り組んでいきます。

サッカースタジアムの検討状況については、適宜、委員会等において報告させていただき、意見をお伺いするとともに、予算案等の審議を通じて議会の判断をいただくことになると考えております。

(2) サッカースタジアムの予定地が中央公園に決まったのなら、旧広島市民球場跡地の利用計画はどのようになるのか

旧市民球場跡地については、平成25年3月に旧市民球場跡地の活用方策を策定し、その具体的なイメージを示すため、平成27年1月に旧市民球場跡地の空間づくりのイメージを策定、公表いたしました。この空間づくりのイメージでは、跡地は平和記念公園とのつながりを考慮した縁豊かなオープンスペースを中心とした空間とともに、跡地全体で多様なイベントが開催できる空間としております。

今後は、この旧市民球場跡地の活用方策及び空間づくりのイメージに基づいて、順次取り組んでいきたいと考えております。

(3) 広島広域公園については、今後、サンフレッヂ広島の使用料が入らなくなる。今後の活用策や収益確保について、どのように考えているのか

広島広域公園については、Jリーグ公式戦の利用がなくなることを前提に、同公園のより一層の活用を図っていくことが必要であると考えております。そのため、この状況をピンチと捉えるのではなく、むしろチャンスと捉えて、これまでも行っていた国際的あるいは全国的レベルのスポーツ大会や大規模な野外コンサートなどの誘致にさらに力を入れるとともに、スポーツ団体を初めとする利用者や地域住民の御意見にも沿った活用方策に積極的に取り組んでまいります。

なお、これまで陸上競技場のトラックの改修や観客席の個席化、第二球技場やテニスコートの施設改修などに取り組んでいるところですが、今後もこのような施設改修を計画的に進め、利用者の利便性の向上を図り、より一層の活性化を促進してまいります。

4 アストラムラインについて

(1) 延伸区間の駅の設置位置についてです。

今回ルート案をお示ししたアストラムラインの延伸区間には六つの新駅を計画しており、その駅位置を起点の広域公園前駅側から順次申し上げますと、まず、五月が丘団地では、幅員16メートルの団地のメイン道路である市道佐伯1区117号線の五月が丘三丁目バス停付近に仮称五月が丘1駅を、また、同じくその南側の五月が丘一丁目交差点付近に仮称五月が丘2駅をそれぞれ設けます。また、石内東地区の商業施設「ジ オウトレット広島」の敷地内に仮称石内東駅を、己斐地区では、沼田分かれ交差点付近に仮称己斐上駅を、己斐上二丁目の商業施設付近に仮称己斐中駅をそれぞれ設置し、終点駅としてJR西広島駅南口広場の上空に仮称西広島駅を設置することにしております。

(2) アストラムライン延伸に伴い移転補償が必要となる家屋の件数はどの程度か

アストラムラインの延伸に伴い移転補償が必要となる家屋等につきましては、今後、実施設計を行う際に具体的な件数を確定させてまいりますが、現時点では、己斐地区で都市計画決定されている都市計画道路己斐中央線、これを含めまして、延伸区間全体で260件程度と見込んでおります。

(3) 五月が丘団地内の道路の危険性について

アストラムラインの延伸に当たって、五月が丘団地では、現況16メートルの団地のメイン道路の幅員構成を変更して、橋脚を設置する計画としております。具体的には、現在3メーターある歩道の有効幅員を歩行者の交通量を勘案して2メーターないし3メーターに、また、現在、停車帯を含めて4.5メーターある車道を3.5メーターにと、いずれも道路の構造基準である道路構造令を満足する範囲内で変更することとしております。

なお、こうして生み出した空間に設置する橋脚につきましても、設置間隔を広くとができる鋼製構造を採用し、交差点等の見通しを妨げない配置を工夫するなど、道路交通の安全性確保に配慮してまいります。

(4) 五月が丘団地内に設置予定の駅の利用者予測について

五月が丘団地内の二つの駅の利用者数については、平成27年6月にアストラムライン延伸の事業化判断を行った際、新規の鉄道を整備する場合の利用者予測に最も適した手法である4段階推計法により、乗降者数として2駅合計で約6,000人と推計しております。この乗降者数につきましては、議員の御質問にもございましたように、例えば団地から出していくとき、帰ってくるとき、合わせて2人分としてカウントするという方式であることから、実際の利用者数は半分の約3,000人となります。

ところで、この4段階推計法は、市内を地域特性に応じたゾーンに区分した上で、利用目的、ゾーン間の移動、交通機関の選択などを調査し、その調査結果をもとに、新たな交通機関を導入したときにそれがどう変化するのかを推計するものでございます。今回でいえば、駅の予定地を中心として、五月が丘団地を含むゾーンについて見ると、そのゾーンから発生する移動に加えまして、市内のそのほかのゾーンから五月が丘団地を含むゾーンを目指す移動も含めて駅の乗降者数の推計を行っております。このため、推計の結果、得られる乗降者数は、団地の居住者数と直接比較が行えるものとはなっておりません。

なお、この推計法をアストラムラインの既存区間に当てはめて利用者数の実績値の比較を行ったところ、予測値と実測値の乖離が少ないと確認できたことから、信頼性は高いものと考えております。

(5) アストラムライン延伸に係る事業費の確保について

アストラムラインの延伸に当たっての財源につきましては、平成27年6月に延伸の事業化判断を行った際に、その時点で進行中の都市開発や交通基盤整備に係る大規模プロジェクトが平成30年代半ばから後半にかけて収束することを確認し、その分、財源枠に余裕が生じることから、事業期間を平成30年代半ばから平成40年代初頭に設定するならば、アストラムライン延伸に係る事業費約570億円は確保できると見通しました

。

この見通しは、広島駅南口B・Cブロックの再開発事業や広島駅の自由通路等整備、JR可部線電化延伸などの完了で現実化してきており、さらに、西広島駅の自由通路整備や土地区画整理事業、広島駅南口広場再整備なども平成30年代後半にかけて事業が収束する情勢にあることから、現時点においてもその実現性は着実なものと考えております。

今後とも、このように大規模プロジェクトについて、長期的な視点に立った実行方針を持ち、国費の活用を初めとする財源の確保に努めながら、確実な推進を図ってまいります。

(6) 費用対効果について

費用対効果とは、インフラ等の供用に伴い発生する総便益とそのインフラ等の建設に係る総費用とを比較算定したものでございます。アストラムラインについて見るならば、まず、その供用に伴う便益としては、移動に要する時間が短縮されることにより、その間に乗客が得ることのできる労働対価などを利用者便益とし、事業者である広島高速交通株式会社が得ることになる運賃等による增收などを供給者便益とし、また、自動車利用からの転換で道路混雑が緩和されることによる時間短縮で節約される燃料費や損耗費等を環境等改善便益として集計し、これらを供用後30年間分積み上げて総便益といたします。また、アストラムラインを建設するための費用と供用後30年間の維持管理に係る経費を合算したものを建設に係る総費用とし、それぞれを現在価値に置きかえて、便益が費用を上回っていれば費用対効果があるとされるもので、本事業の場合、この費用便益比は1.3を確保しているものでございます。

5 児童虐待について

(1) <市長> 児童相談所について

本市の児童相談所が相談対応した件数は、平成 25 年度が 1,026 件だったものが、平成 29 年度には過去最多の 1,625 件となっております。このように相談対応件数が年々増加の一途をたどる一方、児童の心理、健康・発達や法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加しております。こうしたことから、児童虐待に迅速、的確に対応するためには、児童相談所の専門性の高い職員体制の充実、施設機能の強化及び関係機関との連携強化が喫緊の課題であると認識しております。

このような認識のもと、職員体制の充実を図ってきており、児童福祉司及び児童心理司は、平成 25 年度には 29 人でしたが、平成 29 年度までに 7 人、平成 30 年度には 4 人増員し、さらに来年度は 5 人増員して、合計 45 人を配置する予定としています。また、平成 13 年度から警察OB 職員、平成 24 年度から保健師、平成 29 年度から弁護士をそれぞれ 1 人ずつ配置しており、警察OB 職員については、来年度から 1 人増員する予定としております。

今後、昨年 12 月に国が策定した 2019 年度から 2022 年度までを対象期間とする児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、児童福祉司等の専門職員の増員について検討したいと考えています。

また、施設機能の強化については、老朽化、狭隘化している児童相談所を建てかえ、相談室等を拡充するとともに、一時保護所の定員を 20 人から 25 人に増員し、専用個室の整備等を行っております。

さらに、関係機関との連携強化については、困難事例への対応能力の向上を図るための警察との合同訓練の実施、子供の立場に配慮した警察及び検察との協同面接の実施、要保護児童の情報共有を図るために定期的な実務者会議の開催など、連携をより一層深めてまいります。

また、来年度からいじめの未然防止等に取り組むため、全ての学校に教育相談支援の担当教員を校内組織に位置づけることから、担当教員が虐待の端緒を把握した場合には、その情報を確実に受け、支援につなげてまいります。

こうした取り組みを進め、児童相談所における支援体制の充実を図り、児童虐待に迅速、的確に対応していきたいと考えております。

その他の御質問については、関係局長から答弁いたします。

(2) 平成 29 年度の児童虐待事案のうち深刻な事案はどの程度あるのか、また、児童虐待事案に何人の職員が対応しているのか

平成 29 年度に本市の児童相談所が対応した 1,625 件の児童虐待事案のうち、親子分離が必要な施設の入所措置や継続的に在宅で指導を行うなどの深刻な事案は 49 件となっています。また、こうした児童虐待事案については、職員 48 名で対応いたしました。

(3) 目黒区、野田市の件も以前に住んでいた自治体の取り組みや情報が引き継がれていない。
本市で同様な案件があった場合、自治体間の連携はどうなっているのか

児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引き継ぎにおいて、本市が移管元になる場合は、全ケースについて、事案の具体的な経緯や虐待の状況等がわかるよう、ケースに関する資料とともに書面を移管先の児童相談所へ送付しています。また、児童虐待の緊急性が高い場合には、本市から職員を派遣し、移管先の児童相談所の職員と対面により引き継ぎを行うとともに、移管先の要保護児童対策地域協議会の個別支援会議への出席や移管先の児童相談所の職員と共同での家庭訪問を行っております。

一方、本市が移管先となった場合は、移管を受けたケースを精査し、確認が必要な点については移管元の児童相談所に問い合わせるなど情報把握に努め、移管元の援助方針を確実に引き継ぎ、子供への援助が途切れることがないよう丁寧に取り組んでおります。

(4) DVの相談を受ける配偶者暴力相談支援センターとの連携について

配偶者暴力相談支援センターで対応しているケースのうち、配偶者のみならず、児童への虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所に情報提供を受けることとしており、また、児童相談所が虐待通告などを受けて対応しているケースにおいて配偶者への暴力を把握した場合には、同センターへの相談を促すなどの連携を図っております。さらに、同センターが主催する広島市DV対策関係機関連絡会議や研修に児童相談所も参加して、関係機関と情報共有の強化を図っております。

今後もこうした連携を進めることにより、児童虐待の早期発見、早期対応に努めてまいります。

(5) 野田市の虐待事件において、秘密は守りますと書かれたアンケート用紙だったが、その秘密が守られなかった。教員、学校に守秘義務を明記したルールはないのか

公立学校の教職員については、地方公務員法第34条第1項に、職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないと定められており、これを遵守しない場合の罰則規定も設けられています。

また、学校が保有する個人情報の開示請求があった場合、本市の例で申し上げれば、広島市個人情報保護条例において、その情報が本人の生命、健康、生活等を害するおそれがある場合は、不開示情報になると定められております。

6 いじめ防止について

(1) 学校いじめ防止委員会はどのようなもので、どのように運営されているのか

学校いじめ防止委員会は、いじめ防止対策推進法第22条により、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、各学校への設置が義務づけられているものです。その構成員は、校長、教頭、生徒指導主事等の教諭のほか、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等となっています。

その運営については、定期、あるいはいじめやいじめにつながる可能性がある行為を把握した場合に、関係児童生徒に係る情報共有や対応に係る協議等を行うこととしているところですが、昨年末の審議会の答申を受けて、定期開催のものについては、おおむね月2回程度、確実に開催するよう徹底し、また、事案を把握した場合に開催するものについては迅速に開催し、指導及び支援が確実に行われるよう徹底を図ってまいります。

(2) 加害児童生徒に対する指導においては、本市では出席停止の実績はあるのか、また、加害児童生徒への指導としてはどのようなことを考えているのか

学校教育法第35条及び第49条に定められている出席停止は、他の児童生徒や教職員に障害や心身の苦痛を与えたり、学校の施設・設備を損壊したりする行為等を繰り返すなどにより、他の児童生徒の教育に妨げがあると認められる場合に、市町村教育委員会が保護者に対して命ずることができるものです。本市においては、これまで出席停止の事例はありません。

本市教育委員会としては、加害児童生徒への指導については、当該児童生徒が他の児童生徒の教育の妨げになる行為を行った場合であっても、直ちに出席停止を検討するのではなく、当該児童生徒の特性等をしっかりと把握し、一定期間、校内において別室で特別な指導計画を立てて指導するなど、粘り強い指導を行うこととしています。その際には、保護者と連携とともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの心理・福祉の専門家、警察や児童相談所などの関係機関と必要に応じ十分に連携を図っていくことが重要と考えております。今後、その連携を一層強化してまいります。

(3) 小・中学校9年間の切れ目ない支援として、具体的にどのような引き継ぎが必要と考えているのか

現在、各学校では、進級時に進級担任による引き継ぎを、進学時に小学校・中学校双方の教員による引き継ぎを行っていますが、その方法や内容は学校によって差が生じているのが現状です。

こうしたことから、特に配慮を必要とする児童生徒に対し、小・中学校9年間の切れ目のない支援を確実に行っていくためには、指導の経緯や内容について具体的に記録した文書等を作成し、それを活用して、より丁寧に引き継いでいく必要があると考えております。このような教員の取り組みを円滑に進めるため、引き継ぎ文書を作成する対象者、引き継ぎ文書の様式、引き継ぎ方法等を具体的に記載したリーフレットを作成し、各学校に示せるよう準備を進めているところです。

(4) 教育相談担当教員について、誰が担うのか、担当教員の役割はどのようなものか

生徒指導は、学習に係ること、学習習慣を支える生活に係ることなど、児童生徒全般に係る取り組みであり、学校教育の一環として、教育活動全体を通じて行われるものです。いじめの未然防止の取り組みや個々の児童生徒の実態に応じたきめ細かい取り組みについては、これまで生徒指導主事に任命された教員を中心に対応してきたところですが、この対応の充実強化を図るため、来年度から全ての学校において、生徒指導主事とは別に、こうした取り組みの中心的な役割を担う者として、教育相談・支援の担当教員を校内組織に位置づけることとしています。

この教育相談・支援の担当教員の主な役割は、児童生徒の的確な実態把握のためのアンケートや個人面接等の実施、保護者との連携、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連絡調整等について、組織的、計画的に進める統括役となることです。

(5) 広島市いじめ防止等のための基本方針について、実効性あるものにするため、今後、条例化することは考えないのか

条例については、地方自治体内で生じるさまざまな事案を処理するまでの実効性を確保するために、当該行政事務について、法律による規定が設けられていない場合、あるいは法律によりその制定が要請される場合に制定するものとされています。御指摘の基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき策定することとされているものであり、条例を定めるまでもなく、法的な実効性が確保されていることから、条例化は考えておりません。

〈再質問〉

まず、教育委員会です。要望を2点ほどさせていただきたいと思います。

教育相談担当教員、これが4月から導入されて、役割を担うということで、校内でのコーディネート役を担うということなんだと思いますけれども、新たな人材ではなく、誰か学校の中にいらっしゃる方が兼務をするということになっていくわけです。非常に忙しい中で一つの役割を担うわけですから、一人がするわけではなく、いろんな教員の統括役というふうな表現ですけれども、するということですけれども、そうはいってもやっぱり大変かなというふうに思います。

それで、提言の中にも書いてございましたけれども、学校協力者会議の活用、私は学校協力者会議の一員でもありますけれども、形骸化しているとまでは言いませんけれども、やっぱりあそこがもっと働いてもいいかなと、もっと学校に入って役割を担ってもよいかなというふうに思いますので、ぜひそういうところをしっかりと活用するというか、働いてもらうというか、そういうことをされたらいいかなとも思いますし、保護司もしておりますけれども、保護

司も中学校に入ったりして連携もするのはするんですが、もっともっとやっぱり保護司も使ってもいいのかなというふうにも思いますし、そういった学校以外の人間も、かえってそのほうが相談を受けやすいということもあるかもしれませんので、ぜひその辺をしっかりと協力をそれぞれの団体に求められたらいいのではないかなというふうに思います。

もう1点、学校に守秘義務はないのかというふうに質問いたしましたけれども、野田市においてもちろん公務員の守秘義務はありますし、個人情報保護法もございます。それでも秘密は守られなかっただけですよね。やはり、少し高いところにある法律で、なかなかそれを取り組みの中で意識できなかっただけかなというふうにも思いますので、私はもっと基本計画とかそういう中に、身近なところにそういう秘密を守る、どういう表現かはわかりませんけれども、きちんと明記をして、教員とかそういう関係者の中にたたき込むと言ったら言葉が悪いですけれども、しっかりと意識をしていただいて、秘密は守るということの徹底をしていただきたいなど。この件につきましては、ここの秘密が守られなかっただけが事件を大きくしたのではないかというふうに思いますので、やはり秘密を守る。その子だけではなくて、周りの生徒や児童に対する影響も非常に大きい行為ですので、ぜひそこを徹底をしていただきたいというふうに思います。

では、ちょっと再質問させていただきます。

人事委員会勧告ですけれども、調査はこのようにするのだというふうにおっしゃられるんですが、その調査をして、支給額が、総支給額にしても、一人の平均にしても、公務員のほうが結局は高いわけですよ。なのに支給月数だけを比較する。どうしてそうなっているんですかということを聞いてるので、同じ答えになるかもわかりませんが、支給額が多いのに支給月数を比較して、民間が高いから支給月数を上げてさらに増額をしているわけです。その理由を聞いていますので、もう一度そこをお答えください。

それから、サッカースタジアムですけれども、広く県民・市民の意見も聞きながら検討すると、具体的な検討を進めていくというふうなお答えなんですけれども、ですからその具体的な検討はどこですか、それがずっと特別委員会の中でも聞かせていただいたことで、何かオフィシャルな組織のことを私はイメージしているんですけども、そういったお答えがいつまでもないとなると、これまでどおりやっぱり3人やら4人でお話をされていくのかなという心配もありますので、その辺についての御検討をもう1回お聞かせください。

それから、アストラムラインですけれども、計画は肅々と進んでいくんだろうなというふうにちょっと思うわけですけども、総事業費570億円の確保について、現時点でも実現性は確実であるという御答弁ですけれども、この件については、2月8日、記者会見でも市長がお答えされますけれども、今後、サッカースタジアム、東部地区連続立体交差であるとか、そういった新たな事業も入ってくるわけですね。そういったことで大丈夫なのかと記者のほうからも質問がありましたけれども、それについて、本当にこれで大丈夫なのかなということをもう1回聞かせてください。

予算を圧迫するのは、公共事業だけを見通しがつければよいというものではなくて、市の予算の中で公共工事の割合というのはそんなに高いわけではありませんよね。基本的には義務的経費のほうが圧倒的に多いわけです。この義務的経費が10年後、20年後、減っていくのかどうか。それから、人口についても、200万人広島都市圏構想で人口構想を打ち出して確保できるんだけど、これがベースなんだと記者会見の中でもお答えになっておりますし、循環型経済で税収が確保できるというお答えなんですけれども、本当にそのとおりになるのか、なかなか信じがたいですけれども、その辺について、もう一度お答えをお願いいたします。

〈再質問 答弁〉

検討体制につきまして、先ほど工程について御説明いたしましたように、今後、来年度の早い時期に基本方針を、そして来年度中に基本計画を策定するように考えております。この基本方針につきましては、例えば建設資金の確保でございますとか事業手法であるとか、今回の基本合意の内容を深めていくということを考えておりますので、これにつきましては引き続き、県、市、商工会議所の3者が中心となりまして、サンフレッソ広島など関係者の意見も聞きながら取りまとめていきたいというふうに考えております。

基本計画のほうでございますけれども、これは設計、施工に向けまして、施設の内容、管理運営の方法などについて具体的に示すという性格のものでございますので、専門的知見を有する民間事業者であるとか、サッカー関係者であるとか、あるいは地域住民の方を含めて広く県民、市民の意見を聞くということをしながら策定することが必要であると考えておりますけれども、その体制につきましては、今後、県、市、商工会議所が連携しながら検討していきたいというふうに今は考えておるところでございます。

アストラムラインの財源に係る事業費の確保についての再質問がございました。

先ほど御答弁しました内容は、27年6月の事業の判断の際に、その時点で進んでおります、また予定しております大規模プロジェクトについて、事業の推移を確認をし、30年代半ばから40年代初頭にアストラムラインの延伸が設定されるのであれば、確保できるという見通しを立てたものでございまして、現在、東部連立等を含みます大規模プロジェクト、その内容は特段大きくは変わっておりません。そのことで確実に財源を確保していく方針で、今、取り組んでいるとお答えしたものでございます。

今後、サッカースタジアム等を含めまして、新たな事業も出てまいりますけれども、こうした方針をもちまして、事業の順番、着手の時期、こうしたことを見定めながら、国費の活用、獲得等も含めまして、しっかりと事業の推進ができるよう取り組んでまいります。

人事委員会勧告につきましては、月例給につきましても、特別給につきましても、前提としまして、民間企業と市役所というのを、平均年齢も違えば職種も、役職なんかも違いますので、一概に比較するのは難しいという前提がまずございます。そうした中で、特別給につきまして

は、先ほど答弁したとおりでございますけれども、個々の従業員への配分割合が区々であるということで、事業者全体での負担総額を把握して、月例給に占める割合というので比較するという、そういう方法をとってきておるところでございます。

〈冉再質問〉

全部答えとてないです、道路交通局長さん。局長が答えることではないのかもしれませんけど、義務的経費が10年後、20年後、本当に減っていくのかどうか、これがもっと負担になっていくのではないかと、私はそこも心配するわけです。公共事業以外のことでも。それから、税収、今は出していくほうを確保できるって、支出について収束するんだから確保できるということですけども、ある程度入ってこなければいませんよね、税収についても。それは200万人広島都市圏構想で人口もふえていくので、循環型経済の中でふえていくんだというふうに記者会見の中では、市長、答えておられるんですけども、本当にそうなっていくのかというところが聞きたいんですけども、お答えください。

〈冉再質問 答弁〉

財源というか、財政運営全体の話ということで、私のほうから御答弁させていただきますけれども、おっしゃいますように、市税というものについても、当然、税源の涵養、大規模なプロジェクトというのは、まちの活性化の観点のみならず、それによっていろんな民間投資がふえてくるとかいった形で将来の税源の涵養につながると、そういったものがこれからの市政運営の大きな一つ下支えになるということがございます。

また、当然、義務的経費の増加等につきましても、これまで議会の答弁でも申し上げましたように、民間への委託化でありますとか、さまざまな経営改革、事務の見直しというものについてもこれからしっかりと取り組んでいくと、そういう中で、義務的経費や、そういったプロジェクトを進めていくための財源というのをしっかりと確保していきたいと考えております。

そういう形で、義務的経費とそういった投資のバランスをとった財政運営に取り組んでいきたいと考えております。